

第71回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和4年12月14日 開会

伊方町議会

第71回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和4年12月14日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	12月14日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 7番 清家慎太郎 8番 福島 大朝 9番 菊池 隼人 10番 山本 吉昭 11番 中村 敏彦 12番 吉川 保吉 13番 阿部 吉馬 14番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠 員	6番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 井上 恵隆 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 良二 教育委員会事務局長 阿部 茂之 中 央 公 民 館 長 上田 時茂
町長提出議案の項目	報告第9号 町長の専決処分事項報告について 議案第93号 伊方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案等94号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第95号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第96号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案等97号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第98号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について 議案第99号 伊方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし

その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	10 番 山本 吉昭議員	11 番 中村 敏彦議員

伊方町議会第71回定例会議事日程（第1号）

令和4年12月14日(水)
午前10時00分 開議

1 開会宣言

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
「慶事報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について (報告第9号)

第 6 伊方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第93号)

第 7 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を
改正する条例制定について (議案第94号)

第 8 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て (議案第95号)

第 9 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第96号)

第10 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例制定について (議案第97号)

第11 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例制定について (議案第98号)

第12 伊方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について (議案第99号)

1 散会宣言

開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第71回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。本日ここに伊方町議会第71回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席賜りまして、感謝を申し上げます。次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も残すところあと僅かとなりました。今年1年を振り返ってみますと、今年も連日の報道にもありますように、多くの「新型コロナ」の感染者数が報告されております。

今月5日には、愛媛県におきまして、第8波の到来やインフルエンザとの同時流行も含め、今後急速に拡大する可能性も懸念をされているところから、警戒レベルは「感染警戒期の特別警戒期間」に引き上げられ、町といたしましては、引き続き万全の対策を講じますとともに、町民の皆様におきまして、冬本番の時期ではありますが、感染拡大の防止に関しまして、一層のご協力をお願いする次第でございます。

このような状況の中ではありますが、明るい話題といたしましては、まず、4月に、亀ヶ池温泉の仮オープンができたことでございます。これ以降、多くの方々の喜ぶ声が聞かれ、11月末までに約5万5千人の方々にご利用をいただき、大変嬉しく思っております。

これまで一刻も早い再建を望む声や、ご寄附をいただいております多くの方々からのご期待に応えるためにも、引き続き、令和6年春頃の本格オープンを目指して取り組んでまいります。

また、町の三大イベントであります、「きはなはや伊方まつり」、「瀬戸の夕風まつり」、「はなはな祭り」を3年ぶりに実施することができ、多くの皆様に喜んでいただけたのではないかと考えております。

さらに、昨年12月に発足をした、一般社団法人佐田岬観光公社が、本年10月に観光庁の「観光地域づくり法人、DMO」に登録をされました。

これを機に、伊方町が取り組んできた「まちづくり型観光」を官民一体となってさらに発展させるとともに、佐田岬半島特有の「二つの海が見えるまち」を広く発信をし、マーケティングなどの経営手法を取り入れ、戦略的な観光振興事業を積極的に展開をしてまいりたいと存じます。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります主な取り組みといたしましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、物価高騰等の影響を受ける町民生活を支援するために、国の臨時交

付金を活用し、マイナンバーカードの普及促進と生活応援のため、マイナンバーカードを取得されました方に対し、1人あたり1万円を給付する、生活応援マイナ普及事業や上水道料金の基本料金の減免。

また、町の基幹産業であります農水産業の支援といたしまして、肥料をはじめ、配合飼料や燃油価格の高騰による価格上昇分の一部を支援し、経営への影響緩和に取り組んでまいります。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が1件、
- ・条例制定に関する議案が7件、
- ・令和4年度一般会計及び特別会計補正予算が5件、
- ・工事請負契約の締結に関する議案が2件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしがいて、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 山本吉昭議員、11番 中村敏彦議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から地方自治法第199条の第9項の規定により、定期監査報告書並びに地方自治法第235条

の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、慶事報告をいたします。四国地区町村議会議長会表彰であります。この表彰は、四国地区町村議会議長会表彰の規定に基づき、「19年以上在籍し、功労のあった議員に対し、表彰されるもので、吉川保吉議員、清家慎太郎議員が表彰を受けられましたので、ご報告いたします。お二方の今後益々のご活躍を祈念申し上げ、慶事報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（小泉和也） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、清家慎太郎議員、田村義孝議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、末光勝幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 先ほど、議長のお許しを得ましたので、全国的な問題であります、人口減少問題について質問をさせていただきます。大綱1「人口減少対策について」新聞報道によりますと、今から約40年後の2060年には、伊方町の人口は1,898人になると推計されているようです。2020年に比べ減少率77.4%と、県下の減少となる見込みです。また、15歳から29歳の人口が伊方町は84人と推計されています。

令和2年の6月定例会におきましても「少子化対策について」一般質問させていただきましたが、合併当初13,095人であった人口が現在8,448人10月末、11月末では8,424人に減っております。伊方町第2次総合計画の後期基本計画によりますと2060年には5,000人程度の人口を展望しており、計画より2分の1以下の推計がなされております。

伊方町において、様々な人口減少対策が講じられていると認識していますが、町民によく知られていない部分もあります。改めてどのような人口減少対策がなされているかを伺います。

平成27年3月、第40回定例会におきまして、当時の山下町長は、「このまま人口が減少し、将来町が消滅するような事態を深刻に受け止めざるを得ない状況にある今日、この合併から10年というタイミングにおいて、思い切ってこれまでの考え方を切り替えて、必要な行動を起こさなければ、取り返しがつかない状況に陥ることになります。そのことを職員一人ひとりが真剣に考え、向き合い、地域の声や要望を的確に捉えて住民福祉の向上につなげていく必要があります」このように挨拶されています。

他の市町村に比較すると、手厚い人口減少対策・福祉対策が講じられているように思いますが、

それでも県下一人口が減少していくことは、地理的な要因があったとしても、伊方町の魅力が乏しいということが言えるのではないのでしょうか。

伊方町に住みたくなるような魅力の創造が大切だと考えますが、町長は伊方町の魅力は何と捉え、どう創りあげていくのかをお伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「人口減少対策について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご紹介のとおり、本年9月に愛媛県が公表をいたしました、2020年の国勢調査を基に算出した2060年の推計によりますと、伊方町の人口は1,898人とされており、第2次総合計画の後期基本計画で展望をしております5千人程度を大きく下回り、県内一の減少率であり、衝撃的な数字が発表されたわけでございます。

これは、「今のままでは」という推計でありまして、今後この減少幅を如何に小さくしていくかにかかっており、町として、考え得る可能な限りの施策を展開していくことが重要であると考えております。

ご質問1点目の「どのような人口減少対策がなされているのか」でございますが、「人口減少スピードの抑制」と「人口構造の若返り」を最重要テーマに策定をいたしております「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、3つの基本目標を定め取り組んでおります。

1つ目の「若い世代が子どもを産み、育てることを選ぶ環境づくり」におきましては、全国でもトップクラスの子育て支援を目指し、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至る一連の施策を展開をしており、本年10月からは、「妊産婦医療費助成事業」と「ベビーカー購入補助事業」を、県内初の取り組みとして開始をしているところでございます。

2つ目の「若い世代が魅力を感じる仕事を増やす」におきましては、起業や事業継続、地域づくり活動に対して支援する「伊方町新規事業・事業継続チャレンジ支援事業・イーチャレ」を今年度から開始しており、各方面からの関心が高く、当初の見込みを大きく上回る実績が見込まれております。

3つ目の「生活の場として選ばれる住環境と健康長寿社会の実現」につきましては、移住者の定住促進と町内在住者の転出抑制を図るため、町内に住宅を新築、購入又は増改修した場合の費用の一部を助成する「定住促進奨励金」を設けており、来年度以降も、継続・拡充していく方向で検討をしているところでございます。

また、健康長寿社会の実現につきましては、昨年度から東京のIT企業と連携をし、「伊方町チャレンジフィールドプロジェクト」で、地域の集会所を拠点にICTを活用した共助による高齢者福祉対策である「集落のグループホーム化」の実現に向けて取り組んでおります。

これまで、二名津、三崎のモデル地区や大久出張診療所などにおいて、「健康管理サービス」や「買い物支援」、「共食」、「オンライン診療」、「ハイブリッド交通」の5つのテーマについて調査、実証のうえ、伊方モデルの作成を進めております。

これらの取り組みで得られる活動データを汎用性の高い「顔認証」技術を使って紐づけをする「DX基盤」の構築に取り組んでおり、今後はデータに基づく施策を展開するとともに、伊方モデルの実装に向けて取り組んでいくことといたしております。

議員ご指摘のとおり、これらの施策も含め、他の取り組みにつきましても、町民の皆様に、より浸透することが重要でございますので、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問2点目の「伊方町の魅力は何と捉え、どう創りあげていくのか」でございますが、まず、「伊方町の魅力」につきましては、日本一細長い佐田岬半島に位置し、素晴らしい自然景観と、「柑橘と魚の町」、「エネルギーの町」など数多くの魅力がありますほか、「合力(こうろく)」の言葉に象徴されますように、共助の意識が高い町民気質だと思っており、長年に亘り培ってきたものこそ、町の魅力であり、町民の誇りでもあると考えております。

また、「伊方町の魅力をどう創りあげていくのか」につきましては、施策の方向性といたしまして、3つの柱を掲げ取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は「子育て世代、特に女性人口の増加」で、県下一・日本有数の子育て支援策を講じ、特に女性から選ばれる町を目指すとともに、幼児から小中学生、高校生までの教育の充実を図ることにより、「子育て支援の町」を目指してまいります。

2つ目は「就職期を迎えた若年者の増加」で、大容量・高速通信の一層の充実を図り、暮らしや福祉、産業、観光のデジタル化を推進し、スタートアップや企業の誘致を図ることにより、誰もが幸せを感じる「デジタルライフの町」を目指してまいります。

3つ目は「アクティブシニアの増加」で、今後様々な技術を活用し、健康で活動的な高齢者の増加を図り、併せて、集落のグループホーム化を推進することにより、「健康長寿の町」を目指してまいります。

その実現に向けて、人口減少対策の司令塔となる「人口減少対策重点戦略推進会議」を今後新たに設置をし、最重要課題である「産業・雇用の創出と、住宅の整備」に向けて、町有施設・町有地の民間活用の推進などに、全庁一丸となって取り組み、町民の皆様が夢を持って暮らせる伊方町にしていくために、「未来への責任」を果たしてまいりたいと考えております。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） お尋ねしたいことは多々ありますが、答弁の中で伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略の2点目に若い世代が魅力を感じる仕事を増やすに触れられましたが、今後の雇用増

加、地域経済の活性化という観点から、役場も約 200 人の職員がおられ、その社会的雇用、経済的影響は大きいものがあります。

しかし、給与水準は愛媛県内でも水準の低いほうから 5 番目となっております。上には人口の少ない鬼北町や松野町もあります。職員の方々の質の高い行政運営とやる気といいますかモラルアップのためには、それ相応の待遇も必要と考えます。幸い、伊方町にはその財源もあるはずで、町の他の就労者との比較もされますが、みんな伊方町の住民であり町民であります。それぞれの後継者が町に残っていただくためには、まずは役場自体が魅力ある職場でなければなりません。東京で 20 万稼げるなら伊方でも 20 万稼げる。わざわざ親元を去って遠くへ行く必要はない、そのような就労環境を役場が率先して整備していくべきだと思います。

隗より始めよ、賢者を招きたければ、まずは手近な者から優遇せよということわざもあります。職員の待遇改善も伊方町の活性化、人口増につながると思われませんか。このことについてお伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の大綱 1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のとおり、職員の待遇改善というのは常に心しておかなければならない問題であろうというふうに思います。ちなみに、ラスパイレス指数でよく表されるんですけども、就任時は 9 つの県内の町の中で下から 2 番目でしたが、現在、去年は上から 4 番目になってございまして、ラスパイが 93.9 で松前と同率でございすけれども、第 4 位ということになっております。

今後とも給与面はもちろんですけれども、様々な就労条件、あるいはメンタル的なもの、そういったものも含めまして職員の働き方については注意を払ってまいりたいというふうに思っております。

役場以外の就労環境を整えていくことも町としての大きな仕事であろうというふうに思います。なかなか新規事業 1 者が町内に参入するというのは高いハードルもございすけれども、今回新たに町有施設、あるいは町有地の民間活用という方向を出させていただきました。それを活用してぜひ民間の力を伊方町内に呼び込んで、人口の減少抑制に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱 1 の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） さらに待遇改善、そして官民一体となった町づくり構造ができるように今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、町長は観光開発を重要な施策として雇用増、滞留人口の増、しいては人口の減少に歯止めをかけていきたいという意欲が伺えます。はなはな、佐田岬ミュージアム、瀬戸アグリトピア、亀ヶ池温泉と、町の魅力アップに努力されていると思います。担当課の名称を観光商工課とあえて観光を前置きされてもいます。今後、展開していく観光施設が伊方町の経済や人口減少にどのような効果を及ぼすかについて、お伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のように、はなはながオープンをして今3年目ですか、4年目ですかを迎えております。開業当初、非常ににぎわってございました。現在、コロナ禍ではありますけれども、非常に頑張って営業をしていただいております。そして、来年度には瀬戸の佐田岬ミュージアムがオープンをする。さらに続いて、若干遅れましたけれども、亀ヶ池温泉がリニューアルをするということで、まだまだ町の施設としては点と点の状況でありますけれども、それらを線で結んでいかに交流人口を増やしていくか。

三崎のフェリーの乗降客が年間約50万人いるというふうに聞いております。それらの方々をいかにこの三崎半島に止めるか、あるいは滞在していただくようにするのか。さらには、それ以外の愛媛県内、四国内の皆さん方を佐田岬半島に目を向けていただく、あるいは海外の皆さん方にも興味をもっていただく、そのようないろんな発信を通じながら人口減少の抑制に努めると同時に、交流人口の増加を図っていった地域の活性化、これはまだ数字でどうのこうの言える段階ではないと思いますけれども、それにつなげてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、清家慎太郎議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） それでは、議長から質問の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。1地域ブランドへの取り組みについて、ウィズコロナで感染対策と社会経済活動の両立が模索されている現在にこそ、アフターコロナを見据えて、伊方町の所在する佐田岬半島のブランド価値を向上させ、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的として広く国内外に認知度を高めることを目指し、地域ブランドの確立への取り組みを進めていくべきと考えます。

この取り組みは、主には「佐田岬観光公社」が取り組むことになろうかと思いますが、行政の関わりは不可欠であり、協働して今からでも少しずつ歩みを進めていくべきであると考えます。

地域ブランドとは、有名なところでは夕張メロンや讃岐うどんなどがございますが、伊方町を目指す方向性はそのような単品種のブランド化よりも多品種の集合体でブランド化を目指す「瀬戸内ブランド」の方向であると考えます。

瀬戸内ブランド登録商品は、瀬戸内エリア特有の海や内海などの「自然」「食」「歴史」といった資産をもとに開発され、瀬戸内ブランドのアイデンティティを体現する商品やサービスを「一般社団法人せとうち観光推進機構」が厳選し登録するもので瀬戸内7県の農水産物を原材料に使用し、創意工夫がなされている点などを選定基準に設け、登録された商品に瀬戸内ブランドマークを付与するもので、現在千商品以上が登録されており、現在も登録商品は増え続けています。

瀬戸内ブランドのストーリー性としては、世界有数の内海を共有し、多島美や潮流に揉まれた海の幸、温暖な気候の恵みの柑橘類、交通の要衝であり歴史の重みを感じさせるまちなみや情景というものであります。

一方で佐田岬半島は、四国最西端日本一細長い半島の先端のまち、二つの海に囲まれ、急峻な斜面の段々畑。海の青と山の緑の豊かな自然、降り注ぐ太陽の恵みと強い波と風が思い起こされブランドの素材として磨けば更に光る原石としての大きな可能性を持っているものと確信しております。

登録基準を設定し、佐田岬半島の海や山の産物やその加工品、サービスなどをブランドとして認定することで、産品やサービスの集合体として認知度を大きく高めていくことが出来ると考えます。

参考となる瀬戸内ブランドの登録基準は大きく3つ。ブランドアイデンティティとの合致度、信頼性と品質、市場性となっております。大まかに言うと、瀬戸内の材料を使っている証明ができ、瀬戸内を思い起こさせる商品で、瀬戸内ブランドのイメージアップに繋がる商品であることが登録要件となっております。

そのままの水平展開とはいかないとは思いますが、モデルケースとして参考にしながら観光や地域資源の付加価値向上のため、佐田岬半島のブランド確立へと歩みを進めていくべきと考えます。

そこで、質問といたしまして、佐田岬半島の地域ブランド化への取り組みについて町としてどのような取り組みを考えておられるかお伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱1「地域ブランドへの取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、国内外に認知度を高めることを目指し、佐田岬ブランド確立への取り組みを進めることは、喫緊の課題であると認識をいたしております。

このため、昨年12月に設立いたしました一般社団法人佐田岬観光公社では、「伊方ならではの観光まちづくりの推進と、世界水準の佐田岬観光ブランドの実現を目指す」ことといたしており、本年10月に観光庁からDMOに正式登録をされ、12月には佐田岬はなはなの事務所に観光振興官を派遣して、旅行業の開始、旅行商品の造成や特産品の掘り起こし・販路開拓等に向けた準備を進めているところでございます。

町といたしましても、仮称ですが「佐田岬いーものセレクション制度」の創設を検討していると

ころであり、DMOと協働して、民間事業者等による商品やサービスの開発などを支援しながら、佐田岬ならではの地域ブランドの構築・PRに努めることといたしております。

地域ブランドの構築にあたりましては、議員ご紹介のせとうち観光推進機構の「瀬戸内ブランド」などを参考に登録基準や手法を検討するとともに、現在進めております佐田岬半島ミュージアムの整備や亀ヶ池温泉の再建に注力しながら、佐田岬の自然景観や自然の恵みを活かした魅力の創出、佐田岬が観光の目的地に選ばれ、佐田岬の物産も選んでいただけるための情報発信の強化などに取り組むことが必要と考えております。

ご質問の「佐田岬半島の地域ブランド化への取り組み」についてでございますが、「食」に関する分野におきましては、現在、観光庁の「看板商品創出事業」に着手をいたしており、料理研究家・旅行専門家・町内事業者で構成をする「食のコミッティ委員会」を設立し、ブランドの基準について協議をしており、適切な管理を行いながら、素晴らしい自然景観の中で料理を楽しむロケーション型レストランの開催などに取り組むとともに、太陽と海、段々畑の石垣から反射をする「三つの太陽」で育まれた美味しい柑橘など地域特有のストーリーを発信し、佐田岬の海・山の幸を活かした食のブランド化に繋げていくことといたしております。

「自然」に関する分野におきましては、瀬戸内海と宇和海・太平洋に囲まれた日本一細長い佐田岬半島に位置する伊方町は、「二つの海が見えるまち」という素晴らしい自然を有しており、海と山が近接する立地条件を最大限に生かして、自然の中を歩く道「佐田岬トレイル」の開発に力を注いでおり、現在、8コースの構想が出来上がりつつあります。今後は、さらに発展をさせ、スキューバダイビングなどのマリンスポーツやアウトドアの観光プログラムを造成し、国内外に誇れる佐田岬観光ブランドの構築を図っていくことといたしております。

「歴史と文化」に関する分野におきましては、現在建設中の「佐田岬半島ミュージアム」を拠点に、ガイドの育成に努め、佐田岬の歴史・民俗・文化を紹介する文化観光を推進するとともに、今なお伝承し、持続可能な開発目標であるSDGsにもマッチをしております「裂き織り」や、新たな取り組みとして注目をされている「藍染め」などの魅力につきましても、広く発信をしていくことといたしております。

今後とも、町では、「伊方町第2次総合計画」や現在策定をしております「伊方町観光振興計画」に基づき、DMOとも連携して観光振興に関する施策・事業を戦略的に推進し、佐田岬半島の地域ブランド化に向けた取り組みを加速することにより、佐田岬半島のブランド価値を向上させ、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、清家議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 只今の答弁を聞かせていただきまして、町でもしっかりと歩みを進められていることがよくわかりました。食のブランド化、またこの豊かな自然を生かしたトレイル、マリンスポーツ、またキャンプなどでしょうかアウトドアなども考えられていることで、歴史と文化についてもミュージアムもできますし、伝統的な裂き織り、そして新たに藍染めについてもスポットライトを当ててこれから磨いていこうというふうな姿勢が見受けられましたので、これからはしっかりと進めていただきたいとこなんですけども、観光公社が大体そういうのの先導役というかとりまとめをするような形になろうと思うんですが、旅行商品の取扱い、企画商品の販売とかこういう商品の掘り起こし、販路開拓など物すごい足したような業務内容となっておりますが、今後のプランとして大体どれぐらいの人員体制で行おうとされているかということが今のところ頭にあるようでしたら、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 町長の答弁にもありましたように、佐田岬観光公社、観光庁のDMO登録、正式登録を今やっとスタートラインに立ったわけでございます。人員の体制につきましても、現在、非常勤の事務局長を置いております。そして、パート職員3名で対応をしております。今後につきましては、常勤の事務局職員を1人、そして若手のプロパー職員これを1人設置をしていくとともに、パート職員も引き続き、現在の人数を確保できるかどうかというのは検討を要しますけれども、引き続きお願いをするとして、人員体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後、予算のことがありますので、また議会のほう議員の皆さんにも説明をさせていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 体制についても人員を充足させて、しっかりした業務の図れるようなプランがあるということで、安心をいたしました。この地域ブランドの中で、特に食のブランド確立のことについてなんですけども、プラス要因となりますと掘り起こしてというのは一番重要なことだと思うんですけども、私この一般質問を作成するに当たって、いろいろインターネットとかで検索してたんですけども、どうしてもやっぱり地域ブランドっていう検索で当たってくるのが、やっぱりもう産地の偽装っていうのがどうしてもやっぱりよく出てくるんですね。この産地偽装っていうのに1回もう公になってしまうと、もうインターネットの時代っていうのは世界中にもう永遠にその地名がもう残ってしまうということなんで、しっかりしたチェック体制というのが実際必要になるのかなというふうに思います。

これ笑い話みたいな話なんですけども、実際にやっぱり実在するんですよ、そういう商品は今

でも。ある洋菓子で 100%三崎産っていう洋菓子があったんですけど、その原材料見てたら一切三崎のものがないという商品が実際に実在するっていう例もありますんで、今までは笑話で済んだんですけど、ちょっとこれからはやっぱりそういう指摘もしっかりしていったって、マイナス要因も排除していかなければならないのかなというふうにも感じます。

特に、町が絡むので注意していただきたいのは、ふるさと納税の関係の商品でそういう産地偽装があってはもう絶対にこれは致命的なダメージとなりますので、2022 年だけでも沖縄の恩納村のシイタケ、北海道利尻町のエゾバフンウニ、これらも産地偽装が発覚しまして、もうこの 2 つはもう永遠にこの名前はもう産地偽装したところとしても残ってしまうという形になります。伊方町ではもう絶対にそういうことがないようにしていただきたい。

特に注意すべき品目っていうのが、昔はよく取れたけど今は取れない、取れなくなったという品目に特に注意していただきたいと思います。伊方町でも新聞にも出てましたけど、黒アワビとか最近私個人的に好きなんですけど、バフンウニの瓶詰っていうのが昔はもうたくさんあったんですけど、今もう全然取れなくなってしまったみたいで、三崎漁協の直営店においてバフンウニの瓶詰ないですかって言うけどないですよ。聞いてみるともう 2020 年の 20 本以来、2021、22 はゼロということで、直営店にいくと瓶詰が売ってたものであるじゃないですかって言うと、これはもう赤ウニ、黒ウニの瓶詰だということで、赤ウニとかもおいしいんですけど、どうしてもバフンウニの風味も忘れなくて欲しいんですけどもそういうのがなくなってしまった。だから、万が一どっかの販売店で三崎のバフンウニの瓶詰っていうのがあったら、もうそれはまずもう偽装した商品だろうというふうな感じで、それ以外にもやっぱりいろいろと昔は取れたけど今は取れなくなった、そういうのに特に注意をしていただきたいと思います。

最後に、しっかりしたチェック体制という中で、掘り起こしをしながらそういうしっかりしたチェック体制、これがやっぱりもう先ほど言いましたとおりブランド化の致命的なダメージのマイナス要因を排除するために、どうしても必要だと思うんですけども、町としてその辺のチェック体制っていうのはどのように考えておられるか、それを最後にお伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の大綱 1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 地域のブランドにとってそういう産地偽装というようなイメージダウンになるようなことが決してあってはならないというふうに考えております。こういう特産品の掘り起こし、そして業者へのつなぎ、そういったものは観光公社、DMOが主体となってやっていくというようなことを考えておりますけれども、いわゆる先ほど町長の答弁にありました佐田岬一ものセレクション制度、こういう制度につきましては町のほうで実施すべきだろうというふうに考えております。

ただし、その中で有識者等によるやはり認定審査委員会そういうふうなものの設置も今後検討の上、適正な認定を行っていく。その上で商標登録等々も含めて佐田岬ならではの産品を守っていく

というような取組を併せてやっていく必要があろうと思っています。また、事業者の方にも法令、コンプライアンスの遵守、こういったものを呼びかけながらしっかりとした佐田岬一ものセレクションの制度を構築でき、地域のブランド化につながってまいりますよう取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告にしたがい、質問をさせていただきます。大綱1 介護人材確保について、伊方町のみならず日本全体で、近年、労働力の確保が難しい状況となっています。特に介護人材の確保は厳しい状況であると認識しております。

コロナ禍において、緊張感を持って、また使命感を持って、利用者の皆さんに感染させないと接しておられる介護、医療現場の皆さんのがんばりに本当に感謝をいたしております。改めてこの場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、先般も伊方町総合福祉センター整備に関する勉強会の中で、総合福祉センターの整備ではなく、早急に認知症グループホームを整備すべきとの勉強会での結論を拝見しました。

今後、このように高齢化が進み、ますます労働力が減少する中で既存の介護事業所も含め、新規の事業所の運営もしていく中で、労働力の確保は喫緊の課題で、尚且つ長く定着して働いてくれる方の確保が大切と考えます。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。1点目、昨年、令和3年の9月の議員全員協議会において「介護人材確保補助事業について」の説明がありました。4つの補助事業について導入が低調とお聞きをいたしました。利用実績と低調な理由、それを踏まえて補助事業を今後どのように改善して介護人材の確保をしていくのか、お尋ねをいたします。2点目として来年度から使用済核燃料税も増額となるわけですが、伊方町の独自財源で介護人材確保と定着のため、一時金ではなく継続して介護人材の給与にプラスをして、伊方町商品券で支給することはできないでしょうか。お尋ねをいたします。現金ではなく、商品券で支給することで、地域内消費として地元企業に還元され、経済効果もあると考えます。以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1「介護人材確保について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご紹介のとおり、介護業界における人材不足は、日本全体の問題であり、伊方町におきましても、少子高齢化が進み、高齢者の増加に伴い需要も増えることから、他の業界よりも深刻な人材確保の課題を抱えているところでございます。

ご質問 1 点目の「介護人材確保補助事業」につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年 9 月に、町内の介護サービス事業所の人材確保及び定着促進を図るための施策として、新規雇用者の人件費に対する一部を補助する介護雇用創出事業。外国人技能実習生の受入れに伴う外国人介護人材受入支援事業。介護職員として一定の知識及び経験を有する方の介護人材再就職支援事業。転入者への介護職員等家賃支援事業の 4 つの補助事業を新設し、対象となる事業所に、それぞれの事業について説明をするとともに、周知に努めてきたところでありますが、現時点で事業所からの補助申請がないのが現状でございます。

その理由につきましては、今年度は、補助対象者がいなかったため、来年度以降につきましては、対象者がいれば補助を活用したいとのことでありますので、引き続き、事業所の意見を聞きながら、補助事業の改善及び活用促進に努め、介護人材の確保を支援してまいりたいと考えております。

現時点での具体案といたしましては、「伊方町介護雇用創出事業補助金」につきましては、交付対象者を「町内で介護事業所を運営し、介護職員等を雇用する法人」といたしておりますが、「福祉事業所」に変更をし、社会福祉協議会やワーク伊方等も対象とし、有資格者の雇用時だけでなく、雇用した後研修等により介護等の資格を取得する可能性があることも見込み、拡大することを検討いたしております。

また、公共職業安定所への求人申し込みにより、離職失業者等を募集し、公共職業安定所の紹介により新たに雇用した介護職員等と定めている点についても、見直しを検討いたしたいと考えております。

次に、ご質問 2 点目の「一時金ではなく、継続して介護人材の給与にプラスして伊方町商品券で支給することはできないか」とのご質問でございますが、介護職員の処遇改善につきましては、国において、介護職員処遇改善加算の充実が図られており、令和元年 10 月には、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を行うため、介護職員等特定処遇改善加算が創設され、令和 3 年度の介護報酬改定においても見直しをされております。

また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、本年 2 月から 9 月まで介護事業所の介護職員 1 人当たり月額 9,000 円引き上げに対する補助が実施をされ、10 月以降につきましては、介護報酬改定を行い、さらに 9 月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定加算に加え、介護職員の収入を 3% 程度となる月額 9,000 円相当を引き上げるための措置を講じるため、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設をされているところでございます。

町では、人口減少対策、少子高齢者対策等として、伊方町地域商品券を支給しておりますが、給与にプラスして、この商品券を支給することは現在考えておらず、人材の確保や育成を最重要課題として捉え、介護事業所と共に検討し、必要な支援をしていくことにしております。

今後とも、町民、介護事業者の声にしっかりと耳を傾け、高齢者が健康を維持し、生きがいをもって、誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） ご答弁で介護人材確保補助事業について、低調な理由等よく分かりました。それで使いやすいような形で改善をしていくというご答弁でありましたから、それは非常にうれしく思います。

2点目の介護職員の給与についてなんですが、国としての介護人材に対するそういう制度の見直しというのがまさにそのとおりなんですが、伊方町として伊方町単独としての支援をしっかりと行って、介護職についても十分な給料を得ることができて、可処分所得が増えて町内に住みやすいような状況をつくるのが大事だと私は考えます。

例えば、新卒で町外で介護職として就職をし、結婚をし、子供もでき、生活基盤が整うとなかなか町内に帰ってきづらいというような現実があると思うんですが、それを商品券として給与に上乗せをすることで、新卒の人材がそういう生活基盤が固まる前に早くから町内に帰ってきて、安心して十分な報酬も得ながら家庭を持ち、子育てできるような環境ができれば人口も増えるわけですから、人口減少対策にもなりますし、地方交付税の算定にもプラスになると私は思います。もっと大胆に積極的に町長がリーダーシップを発揮されて、魅力ある介護の仕事というイメージをつくっていくことが未来の伊方町につながっていくと私は考えておりますが、町長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 介護職員の処遇改善については流用していかなければならないということは根底にあるわけでございます。ただ、給与と別に町独自で商品券を介護職員だけに配るっていうのは、これはそしたら介護職員だけでいいのか、看護師はどうなのか、保育士はどうなのか、いろんな職種があるわけでございます。そういったところにだけスポットを当てて、それはもらえらうほうはありがたいと思いますけれども、もらえない職種の方のことも考えるべきだというふうに思っております。基本的には処遇改善、ベースアップの動向で努めて処遇の改善を図っていくというのが基本的な考え方であるというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） もちろん税金を投入するわけですから、公平公正ということはもちろん念頭に置いてしっかりと考えないといけないことですが、これだけ人口減少も激しい中で、思い切った

政策をして、モデルケースでもいいのでそこで風穴を開けていかないと次につながっていかない、ますます人口は減っていくと私は危惧しております。必要であれば、うまくいったのであればその他の職種に関しても財源を鑑みながら思い切った政策を展開していくべきだと私は考えますが、再度町長にそのお考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） モデルケースでもいいから思い切った施策をするということは基本的にそういったケースはあり得るところであろうというふうに思います。ただ、介護職員に対してその月給にプラスして商品券を町が支給するっていうのは、私はそのケースには当たらないというふうに思っています。いかにして、介護職員を含め、様々な職種の給料のベースアップ、あるいは処遇の改善を図っていくかっていうところに注力をいたしたいというふうに思います。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、11時20分から。

休憩 11時03分

再開 11時20分

報告第9号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第9号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第9号「町長の専決処分事項報告について」地方自治法第180条第2項の規定により報告をさせていただきます。案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、令和4年10月20日午前11時5分頃、伊方町大久1638番地大久小学校敷地内において発生した公用車の車両事故に学校給食センター車両が給食の荷下ろしのため給食プラットホーム付近で後進すなわち後に下がっていた際に、付近に駐車していた相手車両に接触したものでございます。物損事故であり、双方怪我等はございません。損害賠償の額は、88,187円で、専決処分年月日は、令和4年11月4日であります。なお、ここ最近公用車による交通事故がよく報告されていることから、11月22日付で副町長名でございますが、交通規則の巡視の徹底と交通安全、安全運転に一層努めるよう全職員及び関係

団体にも通知したところであり、こうした事故が起こらないよう安全運転について、引き続き注意喚起をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

議案第93号

○議長（小泉和也） 日程第6「伊方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第93号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第93号 伊方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について 提案理由をご説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、新旧対照表により主な内容の説明をいたしますので別添の参考資料をご覧ください。

まず、第3条において、職員の定年、「年齢60年」を「65年」に改め、「医師の定年は、年齢65年とする。」を、「年齢70年とする。」に改めます。

4頁をお願いします。新たに、第7条として、「管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。」を加えます。

次に、9頁をお願いします。更に、第12条として、定年前再任用短期時間勤務制の任用について、「年齢60年に達した日以降に退職をした者を、短時間勤務の職に採用することができる。」としていきます。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日から適用するものでございますが、附則第11条の規定は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第93号「伊方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第94号

○議長（小泉和也） 日程第7「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第94号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第94号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、新旧対照表により主な内容の説明をいたしますので別添の参考資料をご覧ください。

まず、第1条関係は、第4条、第2項第2号の、12月の期末手当について、「100分の167.5」に改め、年間で0.05月引き上げるものであります。

次に、第2条関係は、第4条、第2項第1号及び第2号とも、「100分の165」に改め、令和5年度以降の期末手当を6月、12月それぞれ1.65月とするものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日とするものでございますが、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第94号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第95号

○議長（小泉和也） 日程第8「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第95号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第95号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、新旧対照表により主な内容の説明をいたしますので別添の参考資料をご覧ください。

まず、第1条関係は、第3条の2、第2項第2号の、12月の期末手当について、「100分の167.5」に改め、年間で0.05月引き上げるものであります。

次に、第2条関係は、第3条の2、第2項第1号及び第2号とも、「100分の165」に改め、令和5年度以降の期末手当を6月、12月それぞれ1.65月とするものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日とし、第1条の規定は、令和4年12月1日から適用するものでございますが、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第95号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第96号

○議長（小泉和也） 日程第9「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第96号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第96号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会勧告等により、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、新旧対照表により主な内容の説明をいたしますので別添の参考資料をご覧ください。

まず、第1条関係は、第19条の4、第2項第1号の改正でございまして、職員の勤勉手当の改正でございます。

勤勉手当の6月に支給する場合はそのまま、12月は100分の105とし、100分の10を引き上げるものです。

同じく第2号は再任用職員の勤勉手当の改正で、6月に支給する場合はそのまま、12月は100分の50とし、100分の5を引き上げるものです。

次に、2頁をお願いします。第2条関係は、第19条の4、第2項第1号は、職員の勤勉手当について、令和5年度以降の勤勉手当月数を6月、12月それぞれ1.00月に改めるものです。

同じく第2号の再任用職員について、令和5年度以降の期末手当月数を6月、12月それぞれ0.475月に改めるものです。

次に、議案の2頁でございますが、別表第1から、14頁の別表第4までの給料表につきましては、いずれも、愛媛県職員の給料表の改定に準じて改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日とし、令和4年4月1日から適用するものでございますが、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するをいたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第96号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第97号

○議長（小泉和也） 日程第10「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第97号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第97号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会勧告等により、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、新旧対照表により説明をいたしますので別添の参考資料をご覧ください。第1条関係は、第16条第1項に「この場合において、第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には、100分の120、12月に支給する場合には100分の135」と読み替えるものとする。」を加え、年間で0.15月引き上げるものです。

次に、第2条関係は、第16条第1項は、令和5年度以降の期末手当月数を6月、12月それぞれ1.275月に改めるものであります。

次に、議案の2頁でございますが、別表1から、11頁の別表2までの給料表につきましては、いずれも、愛媛県職員の給料表の改定に準じて改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日とし、令和4年12月1日から適用するものでございますが、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するをいたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 97 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 98 号

○議長（小泉和也） 日程第 11「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第 98 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 98 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行によります、職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

改正内容は、新旧対照表により説明をいたしますので別添の参考資料をご覧ください。整備対象条例のうち、一部改正については、1 頁の「第 1 条関係で、伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」、同じく「第 2 条関係で、伊方町の公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部改正」、2 頁をお願いします。「第 3 条関係で、伊方町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正、」同じく、「第 4 条関係として、伊方町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正」、3 頁をお願いします。「第 5 条関係として、伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」、5 頁をお願いします。「第 6 条関係として、伊方町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正」、8 頁をお願いします。「第 7 条関係として、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正」、23 頁をお願いします。「第 8 条関係として、伊方町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正」、同じく、「第 9 条関係として、伊方町職員等の旅費に関する条例の一部改正」、24 頁をお願いします。「第 10 条関係として、伊方町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」の、以上 10 件が、一部改正となるものでありますが、いずれも、地方公務員法の法律改正に伴う「条ずれ」や、「条文の追加や削除」などの改正となりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

なお、新旧対照表にはございませんが、廃止する条例といたしましては、第 11 条として、「伊方町職員の再任用に関する条例」の条例を廃止するものでありますが、再任用職員に関しましては、附則の第 2 条において、「暫定再任用職員」として、現在の仕組みを継続するものであります。

なお、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第98号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第99号

○議長（小泉和也） 日程第12「伊方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」議案第99号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第99号 伊方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえまして、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものであります。

条例案の内容について説明をいたしますので、議案の1頁をお願いいたします。第1条は、条例の趣旨で、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条では、高齢者部分休業の承認について、時間と年齢についてを。第3条は、高齢者部分休業取得中の給与について、減額して給与を支給するとしています。第4条では、承認の取消し又は休業時間の短縮について、最後に、第5条は、休業時間の延長として、申し出に基づいた部分休業時間の延長の承認について定めています。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第99号「伊方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものですが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。15日から19日は、休会。20日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 11時46分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員